

JBIC 及び NEXI の原子力関連プロジェクトにかかる
情報公開指針（仮称）作成に関するコンサルテーション会合
（第 2 回会合）
2016 年 3 月 7 日（月）
（10:00～11:30）
国際協力銀行本店 9 階講堂

【司会】 皆さまおはようございます。

【国際協力銀行 稲葉】 おはようございます。

【司会】 これより国際協力銀行および日本貿易保険の原子力関連プロジェクトに係る情報公開指針、仮称でございますけれど、これの作成に関する第 2 回コンサルテーション会合を開催させていただきたいと存じます。本日はお忙しい中お越しくださいませ、また、雨の中をお越しくださいませ誠にありがとうございます。私、JBIC、国際協力銀行の経営企画部の山田が前回同様運営をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。まずは昨年 12 月 25 日に第 1 回コンサルテーション会合を開催させていただいて以降の動きを JBIC の稲葉より説明をさせていただきます、その後、JBIC/NEXI による原発支援に関する NGO 提言書に関しまして、FoE Japan の満田様、そして、プラント技術者の会の川井様よりご説明を頂戴したいと存じます。なお、前回同様この会合の議事録は透明性確保の観点から後日公開させていただきます。一方、出席いただいている皆さまのプライバシーを確保する観点から映像や写真の撮影は控えていただきたく存じますし、録音は結構でございますけれども音声自体の公開も控えていただきたく存じます。また、ご発言の際は前回同様でございますけれども、挙手を頂戴しまして先にお名前、所属をおっしゃっていただいてから発言をいただこうと思います。ただし、匿名を希望される場合は匿名での発言も結構でございます。また、議事録だけ匿名を希望される場合はその旨をおっしゃっていただければ、議事録は匿名で公開するということにさせていただきます。自由闊達な議論を確保するという観点から、皆さまにおかれましてもこうした取り扱い、よろしくお願したいと存じます。それでは、JBIC 稲葉審議役、よろしくお願いたします。

【国際協力銀行 稲葉】 国際協力銀行の稲葉でございます。おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。年末に第 1 回のコンサルテーション会合を開催させていただきましてから 2 カ月がたってしまいましたので、第 1 回会合後の状況と今後のスケジュール感について、今 JBIC/NEXI のほうで内々に考えているところを共有させていただきたく、本日はお集まりいただきました。第 1 回会合で NGO

の方からご要望いただいた2点が宿題となっております。1点目の宿題でございますが、内閣府による安全配慮等確認の説明をというご要望。2点目でございますけれども、JBIC/NEXIの指針についてはドラフトに基づく議論いきなり入るのではなくて、まずは論点整理を行うべきと。その2点が宿題という形で頂戴してございました。1点目の宿題でございますが、すなわち内閣府による安全配慮確認の説明につきましては、第1回のコンサルテーション会合が年末でございまして、年末年始の休み明け、内閣府のほうに往訪をさせていただきまして、第1回コンサルテーション会合の模様をご説明の上、NGOからの要望内容を伝えさせていただきました。併せて、内閣府のほうで固められました安全配慮等確認の説明につきましてご協力いただけないか検討をお願いしております。ちょっと残念ながら、現時点ではいつということはまだ日程の調整がついておりません。相談中という状況でございます。恐らく現在国会で来年度予算の審議が本格的にしているためか、なかなかスケジュールの調整がつかない状況が続いているのではないかと思います。内閣府の方にはご対応いただけないか引き続きご相談、調整を進めさせていただきたいと思っております。開催のめどが立ち次第、ご案内をさせていただきたいと思っております。以上が1点目の宿題の現状でございます。

他方、二つ目の宿題、すなわち論点整理を先に行うべきではないかとの点でございますけれども、この点に関しましてはお手元にもお配りさせていただきましたとおり、1月28日付でNGOより提言書が提出されました。ちょっとコピーを誤ってしまいまして、本来でありますと15ページまであるんですが、お手元配っておりますのは11ページ目のところでコピーが切れておりまして、今至急最終ページまでのバージョンをコピー取っておりますので、コピー取れ次第皆さまのお手元に配布させていただきたいと思っております。すいません。ちょっと不手際がございまして、誠に申し訳ございませんでした。それで、この提言書につきましては、第1回会合の議事録と共に2月12日にJBIC/NEXIのホームページにアップさせていただいております。NGOの方からはこの提言書を提出いただいたときに提言書の内容について、是非ともこのコンサルテーション会合の場で説明する機会を持ちたいと、そういったご要望が併せて寄せられておりました。2点目の宿題との関係ですけれども、恐らくNGOの方が第1回会合で論点整理と言っておられた内容はこの提言書にてほぼカバーされているのではないかなと思っております。そこで、先ほどご説明させていただきましたとおり、1点目の宿題であります内閣府の安全配慮確認の説明がなかなか調整に苦労している中、本日この後、NGOの方より1月28日付で頂戴しております提言書の内容について説明をしていただくこととなりました。急なお願いの中ご了承いただきましたNGOの皆さま、ありがとうございました。この提言書の内容につきましては、まず本日NGOの皆さまよりご説明をいただきまして、NGOの提言内容につきまして参加者の皆さまの理解を深めることとしたいと思っております。いただいております提言書の中身の実際の議論、これにつきましては内閣府による安全配慮等確認の説明を何らかの形で実施した後、提言書の各論点につきましてしっかりと時間を取って産業界や政府の皆さまのご意見をお聞き

しながら、JBIC/NEXI としての対応案を策定すべく、今後のコンサル会合の場で議論をさせていただきたい。そのように考えております。

以上が第1回会合のときに NGO の方からいただいた二つの宿題についての現時点での状況ということになっております。

今後のスケジュール感でございますけれども、内閣府とのご相談、調整次第となりますが、今3月の7日ということになっておりますが、年度明け以降のタイミングになろうかと思っておりますけれども、内閣府による安全配慮等確認制度の説明会を何らかの形で実施していただくべく、今後さらにご相談・調整を進めてまいりたいと思っております。また、その調整状況を踏まえつつ、本格的議論に入る前の参加者の皆さまの目線合わせということで第1回のときにもご紹介させていただきましたとおり、原子力安全条約ですとか IAEA の基準等の原子力固有のフレームワーク、それから今日の NGO のご提言の中にも触れられておりますけれども、エスポー条約をはじめとするその他の関連条約の内容ですとか、それから米輸銀をはじめとする他国 ECA の対応、それと OECD コモンアプローチ等における議論についての勉強会、専門家をお呼びしまして勉強会を開催し、皆さまの目線のある程度合わせたところで本格的な議論に入りたいと考えております。ちょっと時間がかかってまどろっこしいですけれども、なかなか原子力固有の問題点というのがありますので、その辺の基礎的な知識というか、そういったもののある程度共有した上で本格的な議論に入らせていただきたい、皆さまからの関連なご意見を受けながらよりよい指針といったものが作れるように努力してまいりたい、そのように考えております。その後、そういった勉強会も開催した上で、恐らく6月以降になると思いますが、NGO 提言書の各論点について本格的な議論に入っていくと、そういうことを考えております。ちょっとまだ不確定な要素が多くて誠に申し訳ございませんが、以上が第1回会合以降の状況と現在 JBIC/NEXI にて考えております今後のスケジュール感でございます。ご質問とかご意見等ございましたらお受けしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【司会】 ありがとうございます。ただ今の稲葉審議役のご説明について質問ある方がおられましたらお願いします。よろしければ、それでは早速でございますけれども、先ほどご紹介ありました満田様、川井様、それではよろしくお願ひいたします。

【国際協力銀行 稲葉】 ちょっとその前に。

【国際協力銀行 長友】 申し訳ございません。こちらの手違いがありまして、A4 の NGO さまの提言書につきましてページの落丁ございましたので、今お手元の方に差し替えを配らせていただきました。合計 16 ページになっていると思っておりますが、そちらの方で差し替えていただければと思います。大変申し訳ございませんでした。

【司会】 では、資料をご確認いただきたいと思います。よろしければ満田様、川井様、よろしく願いいたします。

【国際協力銀行 稲葉】 よろしく願いいたします。

【FoE Japan 満田】 それでは私どもが1月28日に提出させていただきました JBIC/NEXI による原発指針に関する NGO 提言について要旨をなるべくコンパクトにご説明させていただきます。私は FoE Japan の満田と申します。私が前半のほうを受け持ちまして、プラント技術者の会の川井さんが後半のほうを受け持たせていただきます。これが今回私どもから提言させていただいた提言の骨子になります。私の方からこの1番と2番、そして原則の(1)、(2)まで辺りをお話しさせていただきます。前回は申し上げたんですが、私ども、ここに連名している NGO、そして賛同いただいた NGO、市民団体は原発輸出に反対しております。この JBIC/NEXI さんの原発指針のこのコンサルテーションプロセスは原発輸出に反対とかそういうことを言わないでくれと、最初にくぎを刺されてしまいましたので、これ以降はここについてあまり言及することはないかもしれませんが、一応皆さまにも理解していただくために、私どもの立場をご説明させていただきます。私どもが原発輸出に反対する理由というのはたくさんございます。何よりもまず福島原発事故の甚大な被害です。ご承知のとおり間もなく5年を迎えますが、事故は収束したとは程遠い状況にあります。大量の放射性物質が拡散して、福島県からだけでも10万人の人たちがいまだに避難生活をされております。国土が汚染されて、福島のみならず美しい自然とそこに生きる人たちの暮らしが破壊されてしまった。甚大な国富が失われたと思っております。とりわけ、私どもは3.11の後、こうした状況をつぶさに見て、恐らく皆さまもこうした状況を目の当たりにされていると思いますが、やはりこれは大変な被害であろうと。莫大なものが失われてしまったというふうに考えています。こういう状況で原発輸出を行うことは、私たちは倫理的に許されない、国際的にもそういうふうに見られているというふうに感じております。それから、やはり原発そのものが抱える解決しえない問題というのがございます。どうしても被ばくを伴う被ばく労働。放射性廃棄物の処分については日本の国内でも大議論中がございます。そして、移転された核物質や技術等の転用リスク等もございます。それから、またテロとか紛争とか戦争のときに原発がターゲットになるリスクというのがございます。それから、やはり原発となると莫大な利権をもたらす、国家権力と結びついた国家プロジェクトの推進ということになりますので、いくつかの国で見られるように反対運動に対する弾圧が行われる場合もございます。さらに、大規模集中的な発電形式で、本来であったら地方分権型の小規模な分散型が適した、そういった状況であってもどうしても大きな力で進められてしまって、むしろ貧富の格差を生みかねないというふうに考えています。

こう感じているのは必ずしも私どもだけではなくて、やはり福島原発事故以降、未だに再稼働に関しては進めるべきではないが6割。原発輸出に関しても3年ほど前の世論調査

ではございますが、6割近くの人たちが推進を支持しないというふうにしています。ですから、私たちとしては原発輸出に関してそもそも JBIC/NEXI さんに融資も付保もしていただきたくないというふうに考えております。ただ、JBIC/NEXI さんがこの原発指針に関するコンサルテーション会合を開始されたということはある意味、このまま原発輸出が行われる、実質的な安全確認なしで原発輸出が行われるということだけは避けたいという、そういう立場でこのコンサルテーション会合に参加させていただきました。JBIC/NEXI さんがこうした透明性の高い場を設けて、我々にこうした発言の機会を与えてくれたこと自体は私たちは高く評価しております。ありがとうございます。

そういった訳でこの NGO 提言に関しては国内、大きい団体から小さい草の根の団体まで短い間でしたが 64 団体の NGO、市民団体の皆さんから賛同をいただきました。ただ、私どもの方には、いや、そもそも原発輸出には反対すべきではないか、そういった声も多く寄せられております。

私どもから主張したいことの一つは JBIC/NEXI さんに実質的な原発の安全性に関する審査をしていただきたいということです。JBIC/NEXI さん、前回もおっしゃっていましたが政府、内閣府にできた安全配慮等確認というのがあるということを前提で、情報開示に絞った指針というようなお話もございましたが、私たちはそれでは絶対足りないというふうに考えております。こちらの図が、これは私の理解をざっくりまとめたものですが、3.11 前の国の安全配慮等確認体制でございます。相手国の安全規制の体制および、これは①です。②として国際的な取り組みを受け入れ、遵守していること。③が品質確保や補修やそういったものを適切に行える体制かどうかというのをチェックしているということなのですが、これをその JBIC/NEXI からの要請に基づいて原子力安全・保安院、そして経済産業省の産業機械課の中で審査していたというふうに理解しております。対象は 10 億円未満の案件で、一部の報道なんかによりますと不合格になった案件は 1 件もないというようなことが報道されておりました。ところが 3.11 の後は原発輸出そのものについて国が方針を決めかねていたということもありますし、それから原子力安全・保安院そのものが無くなりまして、2012 年 10 月に原子力規制委員会が発足したということもありまして、この体制が宙に浮いた状況になっておりました。こういった状況が長く続いておりました。

昨年の 10 月に内閣府の中に検討委員会が作られまして、この検討委員会、ちょっと長い名前なので正式な名称が、原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認に関する検討会議という検討会議ができて、ここに財務省や経産省等の関連官庁が集まって検討を行うということになっております。ただ、私たちが聞いてみたところ実質的に①、②について確認を行うのは外部専門家を雇用してということを考えているというふうなお話でした。ということで、確認の内容については基本的には 3.11 の前と同様だというふうに理解しております。ただ、対象範囲が狭まりまして、15 億円未満は対象外というふうなことになっております。これは私たちが説明するよりもやはり内閣府の方にご説明いただくことが適切かなと思っておりますが、私どもの理解を書いてみました。

ただ、私どもとしては、これは多くの点で問題だというふうに考えております。まず、ここで確認する国際取り決めには原子力安全条約等が含まれているのですが、核不拡散条約や IAEA 保障措置協定、追加議定書等が含まれておらず、私どもとしては核不拡散が担保されないというふうに考えています。それから、こういった条約の加入状況、あるいは IAEA の総合規制評価サービスの受け入れ等がチェック項目に上がっているのですが、こういった国の体制だけでは実際に安全が担保されないというふうに考えています。プロジェクトごとの立地の特性等を見るということにはなっておりません。公開についても問題で、事後的に議事要旨のみを公開するというので、どのようなことがどのように議論したのか、どういうことを基づいて安全を確認したのかということが国民からはうかがい知れないということになります。そして、内閣府の内容はどういう方々がやっていらっしゃるのかは置いておきまして、私どもは内閣府では中立性は担保されないというふうに考えております。この中で挙がっている原子力安全条約に関しては日本も加盟国で、条約に基づいた国別報告書というものをレビュー会合に提出していました。しかし、残念ながら福島原発事故を防ぐことはできませんでした。IAEA の総合規制評価サービスというもの、それも義務的なものというよりも自主的な改善を目指す、そういったものだというふうに理解しております。日本は 3.11 以前から IRRS を受け入れていましたが、これも残念ながら福島原発事故を防ぐ役には立ちませんでした。

というわけで、私たちは非常に原則的なことかもしれないのですが重要だと考えております。原発事故を二度と引き起こさないということを、そして JBIC/NEXI としてもそのための最大限の努力を行うということを原則に明記していただきたいというふうに考えております。その理由としては繰り返しになりますが、やはり福島原発事故を経験した日本の国是として、原発事故を国内外で繰り返さない、これは原発そのものに関する賛否を問わず、恐らくここにいらっしゃる皆さんの共通の出発点ではないかと思っています。前回の会合でも議論になりました、安全性を何にもまして優先していただきたいと思っています。それがたとえ国際競争力上の不利になるというようなことであっても、私たちとしては安全性を優先していただきたいというふうに考えています。それからもう一つです。原発指針は情報開示のみならず、安全配慮確認、その審査の意思決定への反映。そしてモニタリング、異議申し立てを含んだ包括的なものにしていただきたいというふうに考えております。じゃあ、続きまして後半のほうを川井さんをお願いいたします。

【プラント技術者の会 川井】 おはようございます。川井と申します。今ご紹介あったようにプラント技術者の会というのは自主的な技術者グループの研究団体ですね。公的なものではもちろんございません。私自身は加えてプラント技術関連のコンサルタント会社を運営しております。過去いろいろプラントビジネスに関わってきたという立場がございます。その知見等をコンサルティングに反映しております。では、今満田さんのほうから大体基本的な NGO 側の提言書の考え方というものをお話しましたけども、私のほうからは

もう一步進んで、具体的な各条文について簡単にご説明していきたいと思います。ちょっとぎっくり腰をやっちゃいまして、悪いけど座って。

目次はこのように9項目ありまして、これは既にもう皆さんのお手元に配られている提言書の5ページ以降に具体的な条項として文面が提案されていますけども、その内容を基本的には要約したものです。それが大きく9項目。九つのカテゴリーに分けて記述されています。まず1番の原則については、これ今、満田さんが既に基本的な考え方について説明しましたように、福島事故のような原発の事故は二度と引き起こさないことと、これを原則として明記することであるという点ですね。下の写真にありますように、福島の現実を常に基本的なベースにおいて物事を考えていくことが必要です。それから、その次の原則2番目としては、今まで行われている環境社会配慮確認であるとか安全配慮確認に加え、融資リスク、プロジェクトの実行ならびに事業リスクに係る審査の内容の透明化と国民への情報公開が求められる。ここで恐らく初めてNGO側、あるいは国民の側、市民の側からは出されている提案だと思うのですが、やはりJBIC/NEXIによる融資、あるいは保険の付保の体现というのが公的なものである限り、その審査内容等も公的に透明性を持って公開されるべきものであろうという考え方ですね。いくら輸出案件といえども福島以降国民の目は非常に厳しくて、とりわけ公的金融機関を経由したものに関しては大きな関心を持っているというふうに考えています。指針の前に、これは既に満田さんが申しましたように、単に今回の最初のJBICさん、NEXIさんの提案の情報公開指針という話でしたけども、それに限らず基本的な安全配慮確認にまで踏み込んだ形で、包括的な原発指針、融資のためのガイダンスにすべきであるという立場でございます。

次のカテゴリーとして除外地域の話ですね。これも現行といたしますか、NGO提言書の何ページに載っていますか、6ページですね。6ページ以降を要約したものです。私どもが提案していますのは、テロ多発地域、紛争地域等政治情勢が不安定な国にはこのような施設、あるいは事業に公的資金を付与すべきではないという立場でございます。ここで一つの例として中東地域の地図が書かれていますけども、これは最新の外務省の渡航情報からコピーしたものです。赤い所が渡航そのものを自粛せよと、国外退避ですかね、退避勧告。それから、オレンジ色の所が渡航延期。それから、その次の薄いオレンジの所が渡航の是非を検討してくださいと。その他の所は十分注意ということで、シリア、イラクはもちろんのこと、トルコの東部、南部はクルドの支配地域も含めて黄色あるいはオレンジ、渡航をできたらやめてくださいという地域なんですね。また、最近のニュースにおいても非常に治安が悪化している。エルドアン首相の独裁体制に対しても市民や国民のデモが起きているということで非常に不安定になっている。このような地域に果たして原発輸出が許されるのかという基本的な私どもの懸念があるのであります。もちろんプラントの安全、それから核不拡散の問題、セキュリティの問題、廃棄物の問題等々を抱えていると思っています。さらにトルコは地震国ですね。それも加えて考慮する。あとはもう一つの例としてはインドがありますね。インドはご存じのように核不拡散条約に加盟していません。NPT、

核実験の禁止条約にも加盟していない。そのような国と昨年末、日本政府は原子力協定の基本的な合意をしてしまいましたけども、NPT がなくて、IAEA の査察も拒否するような国に対してそういうことを本当に行っているのかどうかということも、広く本来は国民の中で合意がなされるべきものだというふうに思っております。

次の融資前の安全配慮確認ですね。これも先ほどとも重なりますが、情報の公開の問題だけじゃなくて安全確認そのものがやっぱり原発リスクの、二度とそういった事故を起こさないためのチェックのためのキモであるというふうに思いますんで、これをぜひ行っていただきたいと思います。少なくとも確認内容は日本の規制と同等の基準を定めることを求めるべきである。日本の基準もあまりにも緩やかであるというような裁判結果もこの間の福井地裁で去年出されましたけども、欧米に比べてやれコアキャッチャーがないの、二重じゃないのという非常に劣るものではありますけども、それでさえ最低限の基準としてそれは守っていただきたいというふうに思っています。同じように放射性廃棄物の問題ですね。融資前の安全配慮確認の一環として放射性廃棄物がその後どのように取り扱われるのかについて厳密にやはり計画をチェックして、融資のための条件、意思確認のための前提としていただきたいということを思っております。情報公開と住民協議、当たり前のことですね。原子力固有の問題がやはり公開されるべきであると。今までの現行のJBIC さんの環境社会配慮ガイドラインですか、これではやはり原子力の固有の問題がフルにはカバーされていないということで、今回作られようとしている新しいガイドラインではそれらを含めた上で公開の対象としていただきたいというのが私どもの意向でございます。次ですね、簡単に言うと、カテゴリー(5)の情報公開と住民協議。これは今まで安全配慮確認、環境社会配慮、核の廃棄物の問題、いろいろ原子力固有の問題を取り上げてきましたけど、それらも含めるべきか、公開するかということですけども、加えて融資リスクですね。融資回収リスクに関わり公開すべき情報としては以下が挙げられる。返済の確実性。基本的に公的金融、もとを正せば私ども国民の税負担から来る原資である以上、このような融資回収リスクに対しても、あるいは技術、下にいろいろピックアップしていますようなプロジェクトのリスクそのものですね。これらの評価もやはり公開して国民の是非を問うべきだと。ハイリスクカントリーに、先ほど述べたようなトルコ等に本当に輸出していいものかと。ベトナムのような開発独裁国家に輸出していいものかと。インドのような核不拡散条約に参加していない国に輸出の認可をしていいものだろうかということ、それからさまざまのこういった技術的なリスクですね。これらの評価も合わせて国民に信を問うべきだと思っております。これがプロジェクトの考えられるいろんなリスクですね。カントリーリスク、商務リスク、技術リスク、それから原子力特有の諸リスクがあると思います。これらをぜひ審査段階、当然 JBIC さん、NEXI さん、審査、いわゆるデューデリジェンスというのを実際の融資の前には必ず行うわけですから、やはりその内容を公開していただきたいと考えます。それから、次以降は、これまでも基本的に環境ガイドラインでは入っていた条項ですので、特に繰り返すことはいたしません。ぜひ再び環境ガイドライ

ンをリファーしながらこれらの内容を、モニタリングとかですね。第三者委員会の設置、異議申し立て等をできるだけすると。これらはちょっと大急ぎで1項目から9項目までNGO側の提言書の内容をざっくりご説明させていただきました。これは基本的に要約で、後でぜひ本文のほうも見ていただきたい。

最後にちょっとひと言言いたいのですけれども、原発リスクに係る10の疑問ということで、先ほど満田さんの方からなぜ私どもが原発輸出に反対するのかということを説明していただきましたけれども、これにちょっとビジネス観点、ビジネス色が強くなっている。皆さんのご出席の方々もいろんな銀行とかメーカーとか輸出コントラクター等々の立場でいらっしゃると思うのですけれども、ちょっとビジネス色も入れた立場から項目を挙げてみます。まず原発を商品として扱っていいのかですね。基本的な問題、こういった核セキュリティの問題とか、平和への脅威、環境への脅威を与える商品をビジネス対象としていいのかという基本的な問題。それからフクシマを起こした日本に原発を輸出する資格があるのかと。それから輸出構造もやはりNEXIさんとかJBICさんの公的な保証を与えなくちゃ成立しない特殊な国際取引ですね。インフラ全体がそうなのですけれども、一面で企業が本来持つ健全な競争意識をやっぱり阻害しているという側面もあると思います。それから、非常に不透明、原発技術そのものが不透明そのもの。ほとんどが機密事項なのですけれども、手続きに当たっても不透明なことがある。具体的にご説明する時間はないのですけれども、トルコやベトナムへの経産省の補助金の非常に不透明さというものが去年、一昨年、事例としてありました。それから、輸出制度に関しては非常に単純な安全確認の変更ですね、経産省による。非常にまだ不備だと思います。それからリスクの対応が不十分。これは原賠法等の問題が整備されていないですね。それはもう日本も含めて。それから、あまりにもハイリスクなビジネスだと。賠償責任、実際に先ほどリスクをいくつかリストアップしましたけれども、非常にハイリスクなビジネス。それから、8番はそもそも原発輸出、経済成長に寄与しているのと。経済成長にインフラ輸出が寄与するために原発輸出をやるんだというふうに政府、内閣府はおっしゃっているわけなのですが、この間ほとんど成立もしていませんし、雇用にどのくらい、実際の産業にどのくらい経済的な効果があるのかという非常に疑問です。それから輸出先国の意向と民意。それが本当に確かめられているのか。それから世論ですね。これは先ほど満田さんが出された数値と同じものがあります。世論は原発輸出、原発そのものなのですけれども、に反対が多数を占めております。既にドイツでは2014年6月に、これはヘルメスの保険が供与を停止しておりますね。再生可能エネルギー、自然エネルギー分野で世界を牽引するんだというドイツの姿勢にぜひ学びたいものと思っています。以上、非常に駆け足での恐縮でしたけれども、私どもからの説明でした。ありがとうございました。

【司会】 満田様、川井様、ご説明ありがとうございました。それではもう少々そちらにいていただきまして、皆さまからご説明内容に関するご確認とかあるいはご質問、あるいは

はご意見を頂戴する機会とさせていただきたいと思います。冒頭申し上げましたけれども、ご発言の際は挙手いただきましてお名前と所属をおっしゃっていただければと思いますし、匿名を希望される場合はその旨をお伝えください。また、時間が限られていることがございますので、簡潔なご質問とご発言を頂戴したいと思います。それでは、皆さまご質問等々ございましたらお願いしたいと思います。どうぞ、前の方。

【オーフス・ネット まさの】 オーフス・ネットの運営委員兼ジャーナリストのまさのと申します。トルコの動きに関して、先ほどの6ページで言われている除外地域に関しての質問というか意見なんです、トルコ政府はメディア規制を始めたっていうのが最近ありまして、言論の自由が確保されているかどうかということも除外地域の一つの条件として加えたらいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

【司会】 ご提言へのご提言だと思います。ありがとうございます。

【FoE Japan 満田】 ありがとうございます。重要な観点だと思いますので、また前向きに検討いたします。

【オーフス・ネット まさの】 すいません。これは間接的な、提言への提言というよりはJBICさんとNEXIさんへの質問兼やはり提言なんです、オーフス条約というのがヨーロッパのほうでありまして、今日ここで網羅されているような点が網羅されていると思うんですけど、情報へのアクセスと異議申し立ても含めて司法へのアクセスと、それから参加へのアクセスというこの三つを環境に関する民主的な制度を世界に広めていきましようという条約なんです、最低限やはり原発というのは最大の環境破壊要因となるものですので、この国際標準になっているオーフス条約が提言している内容というものは少なくともカバーすべきだというふうに思っております。今日のこのNGO提言はほぼそれを網羅されているので、どれもが反映されるべきだなと思っています。先ほど稲葉さんのほうから今後のスケジュールの中でいろいろな意見を聞いていくということがありましたので、例えばオーフス条約について一番日本で詳しいのが大阪大学の久保規子先生なんです、そういった方もぜひ呼んで話を聞かれるというのがよろしいのではないかとこのように思いました。すいません。

【司会】 ありがとうございます。JBIC/NEXIの方お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】 国際協力銀行の稲葉でございます。ご提言誠にありがとうございます。私自身大変不勉強で、今ご紹介がありましたオーフス条約について基本的な知識がないので、日本政府が加盟しているのかとかどんな国が加盟しているのかも含めて、そ

れからあと日本政府がその条約に対してどういうことを考えておられるのかも含めてこれから勉強させていただきたいと思います。先ほだのご提言ですと、専門家の方、阪大の先生の方ですか。具体的にお名前を紹介いただきましたので、そういった方の勉強会をやるやらないも含めて、ちょっと今日初めて、私自身の本当に不勉強で申し訳ないのですが、このオーフス条約なるものを、存在を認識させていただきましたので、NEXI さんとも今後相談しながら、どういう対応ができるのか検討させていただきたい、そのように考えております。

【司会】 その他ご質問やご意見ございますでしょうか。どうぞ。

【大磯エネシフト 岡部】 一般社団法人大磯エネシフトの岡部と申します。私たち一般社団法人大磯エネシフトは 3.11 以降この原発事故には、この福島事故がもたらしたこういった状況を受けて、足元から、地域から自然エネルギーへ転換していこうということで活動を始めました。私個人ですけれども、私は福島県南相馬出身です。今こちらでこうやって発言させていただけることを感謝しますが、同時に今原発事故から 5 年たってもまだ 10 万人もの人が帰れない状況の中で、なぜ日本が原発を収束することも、事故を収束することさえ、被災者を救済することさえできないのに原発を輸出するのか私には到底理解できませんし、本当に今まだこういう議論になっていることを残念に思います。すみません。少し 3.11 が近いので感情的になってしまって申し訳ありません。原発輸出に係ることですけれども、国際協力銀行さんのホームページには「日本の力を、世界のために。」と書かれています。今、原発事故以降この大きな問題を引き起こした日本が世界のためにエネルギー問題で貢献できるとしたら原発を輸出することではなく、むしろ原発を安全に廃炉に持っていく、そういったことを支援することであると思いますし、自然エネルギーへの転換を進めていくことであると思っています。そういった観点からも、今、原発輸出に関して公的資金がそうやって使われていくっていうことを本当に残念に思いますし、このことが今行われているというふうな方向で進められていることに関して NGO 提言に関しては本当に真摯に受け止めていただきたいと思いますし、もう本当に福島出身の個人としてこのことを、皆さんそれぞれふるさとお持ちだと思います。ここにいらっしゃる皆さんどなたもそうだと思います。ご自分の生まれた所がそういうことになったら、またそれも自分が生きている間にその事故が収束するめどさえ立たないという、こういう事態をもたらしていることを自分のこととして考えていただきたいと思います。この経済に関わる人も一般の市民もみんな自分のこととして考えたときには、この問題を解決するにはみんな同じ意見になると思うんですね。ただ、経済的観点からどうかってことになっていますけれども、一人一人が自分のこととして考えて進めていく。そういうことを本当に NGO 提言を受けて考えていただきたいと思います。ありがとうございます。

【司会】 ご意見ありがとうございます。JBIC/NEXI お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】 国際協力銀行の稲葉でございます。ご意見ありがとうございます。第1回コンサルテーション会合の場でも申し上げましたとおり、今回のコンサルテーション会合というのはわが国政府の方針に基づいて、仮に日本の企業の方々が海外で原発案件を受注した時に私どもが融資やNEXIさんが付保を付けられる場合に、ちょっとここからは議論が分かれるかもしれませんが、これまでの国会との関係では適切に情報公開が現地のステークホルダーの方々になされているかどうか、住民参加のプロセスがなされているかどうかの指針を作りなさい、という国会でのご議論を踏まえて開催をさせていただいております。いただきましたご意見、特に原発輸出を行うべきでないというようなご意見はご意見として尊重させていただきますが、これもわが国政府、私ども国際協力銀行もNEXIさんも政府100パーセントの機関ということで、政府の政策ですとか、ご方針に基づいて業務をやっている部分もございますので、今後の国会での議論ですとか政府の政策、そういったものを踏まえて原発案件についての支援をどうやっていくのかというのを今後検討していくことになるという点はぜひともご理解をいただきたいと思っております。ご意見、十分分かってはいますけれども、私どもの組織としての性格、限界というものもございますので、そこのところはご納得はいただけないかもしれませんが、そういう観点からこの会合を始めさせていただいたという経緯についてご了承いただきたい、それで、いただきましたご意見、それからあと今回NGOの方からいただきました提言については、先ほど私のほうからもご説明をさせていただきましたとおり、恐らく6月以降になるかと思っておりますけれども、しっかりと時間を取って、いただきました論点につきまして産業界の方、政府の方のご意見も聞きながら議論をさせていただきたいと思っております。このコンサルテーション会合というのはいろんな意見をお持ちの方が意見を述べて、それを踏まえて、これ最終的には、JBIC/NEXIのガイドラインであり指針でございますので、私どもがどういったものを作っていくかということの参考にさせていただくということでございますので、そういった議論の場で今日恐らくご提示いただいた内容というのが前回の会合でNGOの方々がおっしゃっておられた論点整理がほぼカバーされるのかなというふうに理解しておりますので、今後のコンサルテーションのプロセスの中で皆さまのご意見も聞きながらどういった対応がよいのか、ただ、私ども政府の機関でございますので、先ほど言ったようないろいろな制約とかもございますので、政府の方針とかも確認しながら検討をさせていただきたいということでございます。

【司会】 どうぞ。

【大磯エネシフト 岡部】 ありがとうございます。こういった場を設けてくださったことは本当に心から感謝しておりますし、そうやって前向きに考えてくださることは感謝い

たします。ただ、本当に3.11以降国がやってきたことがこういった形になってしまったということを受けて、国の機関だから国の方針に従うではなく、逆に国に対してこういった環境配慮が必要なんだということぜひ強く、そういう提言を出していただきたいと願っております。ありがとうございます。

【司会】 ありがとうございます。その他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

【大磯エネシフト 岡部】 じゃあ。

【司会】 はい。

【大磯エネシフト 岡部】 すいません、たびたび。今後の、先ほど勉強会をされるとか意見交換をされるとかそういうふうなことをおっしゃっていただきましたが、このスケジュールをもう少し分かる範囲でいいので詳しく教えていただければと思います。

【司会】 ありがとうございます。JBIC/NEXI お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】 ありがとうございます。国際協力銀行の稲葉でございます。先ほども簡単にご説明をさせていただいたとおりですけれども、実は第1回の会合のときに、今日もお話のありました内閣府の安全配慮等確認について、それを定められた内閣府の方からの説明を聞きたいというご要望をNGOの方からいただいております。この安全配慮等確認の内容について説明をお聞きしたいという要望については私どもとしての何らかの形で実現したいということで、今内閣府の方とご相談、ご調整をさせていただいているところでございます。誠に申し訳ございませんが、そのスケジュールの調整がついてないので不確定なことが多くて、いつということを今のこの段階では申し上げられないという状況でございます。ただし、引き続きそういった説明の場、今日NGOの方からご提言もいただきましたので、NGOの方から見られた問題点というのは今日ご説明をいただきました。一方で内閣府さんのお立場からもいろいろとご検討の結果こういうものを作られたと思いますので、その説明を聞くというプロセスは大変大事なかなと思っておりますので、何とか、ちょっとこれ相手さまのあることですのでいつということをこの場で申し上げられないのは本当に申し訳ないですけれども、何らかの形で実現できるように今後もご相談、ご調整を進めさせていただきたい、そのように考えております。

それとあと、これ大変皆さまお忙しい中お集まりいただいているので、第1回の会合のときにも申し上げたんですけども大体月に1回お集まりいただいて、マックス2時間程度でこういう会合を今後も開催させていただきたいということを考えております。今日が3

月でございますので、このままいくと4月に1回、5月に1回という形でうまく調整がつけば、そのどこかのタイミングで内閣府の方の説明を何らかの形で、この平場のコンサルテーション会合の場でご説明いただくのか、それとも別個、内閣府さんのほうで説明会を開催されるのか、ちょっとそこは内閣府さんのご意向を踏まえた上で対応したいと思えますけども、何らかの形でそういったものが実現できないか、今後もお願い、ご相談、ご調整をさせていただきたい、そう考えております。それとあと、本格的な議論に入る前の目線合わせ、実は私どもも大型の原子力の案件にはこれまで融資ですとか付保とかをしたことがございませんので、原子力固有の問題、私どもが通常やっている石炭火力ですとか水力発電ですとか同じ発電の案件でも原子力固有の考え方、国際的なフレームワーク、今日の提言書の中にもご紹介がありましたけれども、原子力安全条約の考え方ですとか IAEA の基準といったものがある。それからその査察ですとかレビューとかというものがある。それから不拡散の問題、安全性の問題、そういった原子力固有の問題というものについて、やはり本格的な議論に入る前にある程度目線合わせというかですね、世の中こういうものなのか、原子力の世界というのはこういう考え方でこういう条約とかこういう機関が登場人物として成り立っている世界だということを、その是非は別として、まずはみんな理解を深めて、私ども自身も含めてですけど、理解を深めてこの指針の議論に入っていきたい、そのように考えております。

私ども輸出信用機関ということで、他の国にも私どものような自国の輸出を支援する、もしくは自国の企業の海外ビジネスを支援する機関というのが、アメリカにも米国輸出入銀行というのがございますし、ヨーロッパの各国にも輸出信用機関と呼ばれる機関が自国の輸出を支援しております。米輸銀のように原子力の案件も支援してるような機関もございます。そういった各国の輸出信用機関が従うということになっております OECD の環境コモンアプローチというのが OECD の場で、紳士協定でございますけども合意をされておまして、その中で原子力の案件については原子力安全条約、それと IAEA の安全基準、これを環境社会配慮確認のベンチマークとするという規定がございますので、まずはその二つを取っ掛かりに、今日 NGO のほうからご紹介いただきましたエスポー条約とか、あの資料の中にいくつかありましたけれども、その他必要な条約ですとかそういったものも含めて、それとあと他の国の、例えばアメリカの輸出入銀行については今日 NGO の方からもご紹介がありましたけども、どういう対応をしているのかということも含めて目線合わせの勉強会的なセッションを、1回で済むのか、場合によっては2回、3回したほうがいいのかはちょっとそのときの状況、それからあと皆さまがたのご要望とかも踏まえまして、NEXI さんとも相談しながらどういう形で進めていったらいいのかということを検討させていただきたい、そのように考えておまして、ご質問いただいたのはもっと具体的な何月に何をやりますというクリアなイメージを期待されていたかと思いますが、そういった事情で誠に申し訳ないのですけれども、今の時点でいつ何をやるということはこれから検討させていただき、もしくは相手のある話であればそれは調整をさせていただくという状況である点、

何とぞご了解いただけますでしょうか。

【日本貿易保険 三藤】 日本貿易保険の三藤と申します。補足させていただきますと、基本的にこの会合の開催については皆さまに十分ご参加いただけるようにおおむね開催の2週間程度前に私ども NEXI と JBIC さんのホームページで開催の告知というか、お送りさせていただきたいと思っておりますので、そのような十分な時間を取ってできるだけ皆さまにご参加いただけるよう引き続き配慮してまいりたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

【大磯エネシフト 岡部】 広くいろんな方が参加できるようにしていただければと思います。

【司会】 その他ご質問、前の方。

【オーフス・ネット まさの】 オーフス・ネット運営委員兼ジャーナリストのまさのと申します。2 回目ですいません。私もこのコンサルテーション、非常に透明性高くやろうという志、非常に高く評価しますという点と、それから今日の提言の中の本文の3 ページ等にある IAEA が実施している IRRS に関してなんですが、これは最近日本も最新の IRRS の評価を IAEA から受けて、日本の政府自身が人材が乏しいという点と、放射線防護が弱いという2点、IAEA のチームから指摘されたんですね。日本政府が弱いということは、恐らくそこは JBIC さんや NEXI さんが今後配慮していく上で、他国に対しても日本以上に恐らく高い標準で求めていかなくてはいけないことだと思うんですが、ここはちょっと私不勉強で恐縮なんですが、規制機関が輸出相手国にあるということは、それは最低限として今もう既にそれは確保されてるということでよろしいでしょうか。ちょっとこれ質問なんですが。

【司会】 JBIC/NEXI お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】 国際協力銀行の稲葉でございます。ご質問ありがとうございます。仮に原発の輸出なりをした場合に、相手国政府に規制当局がちゃんと整備されているかというのが大前提となっているかというのがご質問の趣旨と理解しておりますけれども、その内容でよろしいでしょうか。はい。その点につきましては恐らく内閣府のほうの安全配慮等確認とも密接に結びついてくるとは思いますけれども、私も必ずしも原子力の専門家じゃないので今一生懸命勉強しているところなんですが、私の理解では IAEA の基準の中で、その IAEA の基準に従って規制制度、規制当局といったものをちゃんと原子力をこれから開発しようとする国は設置すべきであるというような内容が規定されているというふう

に承知しておりますので、お答えとしてはそれが前提になっているというように私は理解しておりますが、すいません、ちょっと補足があれば。

【日本貿易保険 三藤】 日本貿易保険の三藤でございます。いただいた論点につきましては今稲葉が申し上げたとおり、内閣府さんの安全配慮等確認と密接に結びつくところではございますが、IAEAのほうでも恐らくそういうガイドライン的なところがあったと思いますし、あとは原子力安全条約のほうでも関連規制でありましたり、規制組織の独立性についての言及もあったと思います。そして、私の記憶ではそこら辺の原子力安全条約なり何なりのリファアーというものが現在内閣府さんが作られた安全配慮等確認の中にも入っております。というところまでが現在私どもが承知している事実という、ファクトのご説明でございます。どのような考えからそこをリファアー、内閣府さんがされているのか、そこについてどういうお考えなのかというのは今後、先ほど来からご紹介させていただいております内閣府さんの安全配慮等確認のご説明のステージでご説明いただけるものと承知しております。すいません、ただの事実の羅列で恐縮ではございますが、以上でございます。

【オーフス・ネット まさの】 ありがとうございます。あと、これも一つ要望なんですけど、先ほど目線を合わせるという稲葉さんの表現非常に分かりやすく、それに関してなんですけど、実はこの輸出に関してとか貿易保険に関しては一般の国民は本当に知識が十分でない、記者も十分でないというのが実情でありまして。例えば、川井さんが説明された4ページのスライドの中で。例えばJBIC/NEXIによる公的資金が入っているということに関して、財政投融资、政府出資金、政府保証外債、政府交付金、貿易再保険といったものにどれぐらいこれまで公的資金が入っているのかということについて、そういった情報提供もその勉強会の機会にうまく説明していただけると大変ありがたいなというふうに、これは要望です。すいません。

【司会】 ありがとうございます。JBIC/NEXIはいいですか。

【国際協力銀行 稲葉】 私どもJBIC/NEXIの公的資金の受け入れ状況について何らかの説明をというご要望と承りましたけども、私どもは政府100パーセントの金融機関でございます。いただきましたご要望についてはNEXIさんとも相談しながら何らかの形で、場合によっては別途、このセッションとは別の形での個別にご説明させていただくという対応もあるかもしれませんけれども、何らかの形でそういうご要望に応えていきたいと思っております。

【司会】 その他、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。はい。

【FoE Japan 小野寺】 すいません。ありがとうございます。FoE Japan の小野寺と申します。既に満田が発表している中、フロアから言っているものかどうかわかりませんが、あれだったんですけど、若干クレンジングしたいところがあったので、私前回のコンサルテーション出ておりませんでしたので、ちょっと伺いたいことがございまして。この内閣府のほうの要綱であるとか指針の話、書面に出ているだけですが、拝見しますとこちら輸出する側、あるいはビジネスの視点といったことの理論はそこに見えてくるんですが、なかなかその相手国の人々ですね。とりわけ周辺の住民であるとか、あるいはステークホルダーの関わり方というのがどういうふうになるのかなというところがよく見えておりません。前回の指針のほうで JBIC さんと NEXI さんのほうでこれは、開示されるかどうか既存の環境社会安全配慮ガイドラインの扱いの補完的な役割であるということの説明されたというふうには伺っているんですが、具体的にどういったような情報、とりわけ原子力固有の情報といったものが当然のことながら住民、ステークホルダーとの議論の中に開示されてませんと実質的な議論にならないわけで。例えば、避難計画であるとかそういうところですね。当事国の政府を、自治体を巻き込むような話ではございますが、その辺のそういった原子力固有の情報に関しましても既存の EIA と同様の扱いで、もちろん中にはいろいろとビジネス上の理由から出せない情報あると思うのですが、公開されていくと、そういうような扱いで基本的には考えてよろしいのかどうか。その辺、今回の指針とガイドラインとの関係についてあらためてちょっとだけお時間が残っているので質問させていただきました。よろしくお願ひします。

【司会】 JBIC/NEXI お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】 国際協力銀行の稲葉でございます。ご質問ありがとうございます。まさしく地域住民への情報公開ですとか、住民参加が適切に、特に原子力の案件の場合は通常のセクター以上にも配慮が必要ということで今回、情報公開に限るか限らないかは今後論点として議論はさせていただきますけれども、国会との間では原子力案件に係る地域住民への適切な情報公開指針といったものを作りますというお約束をさせていただいています。基本的な情報公開のスタンスについては、まさに5年に1度見直しさせていただいております環境社会配慮のためのガイドライン、ここにも記述がございます。ただ、おっしゃったとおり原子力の場合はさらに踏み込んだ対応が必要ではないかという認識の下、今後このコンサルテーションの場で皆さんのご意見を聞きながらどういう情報をどういう形で地域住民の方に情報公開すべきか、もしくは住民参加のプロセスを踏むべきかということ議論させていただきたいというのがこのコンサルテーション会合のそもそもの趣旨でございますので、今後皆さまから、今日のご提言書ということでご説明いただきましたけれども、どういった情報をどういった形で公開するのかにつきまして、皆さまのご

意見を聞きながら指針、ガイドラインといったものを作り、その位置付けですけれども大枠のところは環境社会配慮のガイドラインに規定されておりますので、それを補完補足するものという位置付けでこの指針といったものを今後このコンサルテーション会合の場でいただきましたご意見を踏まえながら JBIC/NEXI として作っていきたい、そういうことでございます。なので具体的にどうなのかというのはまさにこれから皆さまの意見を聞きながら議論をさせていただきたい。

【司会】 どうぞ。

【FoE Japan 小野寺】 どうも稲葉さん、ありがとうございます。本当にこの件は重要なことでございますし、FoE Japan のスタンスというものは満田のほうから既に最初に説明させていただきましたが、こちらのほうとしてもその中に関わっていきたいと思いますので、先ほどスケジュールの話がありましたが、こちらのほうは急ぎませんのでじっくりと時間をかけて、本当に公の形で、開かれた形でこれを作っていくというプロセスをスケジュールにしばられずに時間をかけて作っていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。

【司会】 ありがとうございます。その他、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

【「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 田辺】 すいません。私も 1 点確認したい事項がありまして、先ほど内閣府の安全等確認。

【司会】 すいません。念のためお名前を。

【「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 田辺】 すいません。JACSES の田辺と申します。内閣府の安全配慮確認等の制度についてのご紹介いただくということで、そのご説明をいただく前に 1 点確認したほうがいいかなという事項がありまして。この配慮確認のペーパーを見ますと、JBIC/NEXI の依頼によって内閣府が情報提供するという形になっておりますので、私の理解では安全配慮確認をする責任主体は JBIC/NEXI に引き続きあるものというふうに理解してるのですが、そのような位置付けでよいのかどうかというのが一つと、それから仮に内閣府がこの要綱に基づいて適切だという判断をしたとしても、安全配慮確認というのはこの要綱だけではないというふうに理解してますので、別の問題点があったときに JBIC/NEXI が安全配慮がされていないということ判断する可能性があるのかどうかということを 2 点目として申し上げますが、いかがでしょうか。

【司会】 JBIC/NEXI お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】 ご質問ありがとうございました。国際協力銀行の稲葉でございます。内閣府による安全確認、確認の主体は誰かというのが問いということですよ。JBIC/NEXI の依頼をもって内閣府に確認をしていただいて、その内容を JBIC/NEXI が確認する。

【「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 田辺】 そうですね。確認の主体、内閣府に対して JBIC/NEXI が依頼すると。

【国際協力銀行 稲葉】 依頼をします。

【「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 田辺】 内閣府、JBIC/NEXI に情報提供するというふうに書かれていて、JBIC/NEXI は内閣府からもらった情報提供に基づいて最終的に判断をするというのは JBIC/NEXI なのかどうかという質問です。

【国際協力銀行 稲葉】 3.11 の前の旧安全配慮等確認のときも議論がこの点についてはあったかと思えます。それで今のガイドラインにもチェックリストのところでは安全配慮等確認のところについては、この内閣府の制度の前でしたので経産省の名前が載せてありますけども、経産省による安全配慮等確認の内容を JBIC/NEXI は確認するという書きぶりです。今の環境ガイドラインがチェックリストの原子力発電のところはなっておりますので、引き続き今のポジションはそういう形を踏襲させていただくと。そこについてそれでは不十分ではないかっていうのはまさに今日のご提言の中にもありますので、その点については今後政府の考え方、それからまずは安全配慮等確認の内容についても政府のお考えがあるかと思えますので、その辺りをお聞きしながら、この場で議論をさせていただきたいということでございます。繰り返しになりますけど、今のポジションは今の環境ガイドラインのチェックリストに書いてある以上でも以下でもないということでございます。

【「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 田辺】 そうすると、要は JBIC の FAQ に書いてある内容と、今内閣府が作っているこのフレームワークの間で何か責任のなすりつけあいとか責任が中ぶらりんになっている状態というふうに理解しているのですが、そういう理解でいいんですかね。オリンピックの会場を決めるような話と似たようなことになっているなという。

【日本貿易保険 三藤】 NEXI の三藤でございます。まず内閣府さんの作られた今の安全配慮等確認の要綱でしたり様式をご覧ください、その上でご質問いただいているものと理

解しております。そこは私ももちろん何度も読んでいますけれども、おっしゃるとおりの点については確かにちょっと分かりにくいというか、ちょっと違和感を感じられるところもあるのは私も何となく承知しているところでございます。私も何度も読みましたところ、私ども日本貿易保険だったり国際協力銀行さんから内閣府の審議官宛てという形で様式が定められておりますところには、情報提供いただけますようお願いいたしますという文章で様式を出してくださいね、というふうに内閣府さんからご指示いただいているところでございます。また、その後、今オープンになっているものですがけれども、内閣府さんのほうから私どものほう、日本貿易保険だったり JBIC さんのほうに回答様式というものも付いておりまして、そちらのほうをご覧くださいますと、別紙様式 2 というものなんですけれども、いろんな調査表なり、オープンになっておりますけれども、その調査表に基づき〇〇に関わる事項が総合的に見て適切に行われている、もしくは適切に行われていることを確認したという文章になっておりまして、まさにご指摘いただいたような確認は結局誰がされていて、誰がどうしているかというところについては、まずは私のこの様式をこのまま読んだままの理解ですと、私どもが内閣府さんに安全配慮等確認の、内閣府さんの手元で行っていただいた結果を情報提供してくださいということは、私どもは様式で申し上げるような形になっていると理解しており、さらには内閣府さんが私どもに情報提供いただくようなものというのは内閣府さんがどういうフローでどういう会議体でどのような議論を踏まえてというのは、ここのちゃんご説明いただいたほうがよろしいと思っておりますけれども、確認いただいたものを私どもが受けて配慮をしているという、その部分を情報提供という言葉で彼らは表現しているのではないかなど。私ども、すいません、ここのところを内閣府さんと明示的にコミュニケーションできるタイミングがなかったもので、こういう理解の上でこれを受け取っていると、そういうことですので、この理解が正しければ確認されているのは内閣府さんだということは明示的になっているのではないかと、察しているところでございます。すいません、説明、またこれも事実のただの羅列で恐縮ですがけれども、以上でございます。

【国際協力銀行 長友】 国際協力銀行の長友ですが、ちょっと 1 点ほど補足させていただきますと内閣府さんのホームページにも掲載がありますけれども、要綱以外に今回の制度を再構築するに当たっての経緯のところオープンになっていまして、そこをいただいても、これまでの経産省さんがやっていた時代からそういう考え方に基づいているわけですが、原子力施設に関する他国における国際的取決めの遵守状況、制度整備状況等に係る情報については、公的信用付与実施機関、つまり JBIC/NEXI になりますが、よりも国、政府のほうの方が正確かつ確実に収集できると考えられることによるもの、ということが、これまでの経産省さんがされてきた、そして今回再構築に当たって内閣府さんがされることという、こういう考え方の中で、これについては引き続き政府のほうでこの立場を維持しているというふうに考えております。私が言う話ではありませんけれども、一方、

また基本的な考え方という形で、こちらもご意見あるかもしれませんが、総合的な事務調整を担う内閣府を中心としたより中立性、透明性の高い合議体において安全配慮確認等認を行うことが適当というふうにも書かれてありますとおり、安全配慮等確認の実施主体は誰かということについて申し上げますと、これはJBICが言う立場ではないかもしれませんが、この文章を読む限りはこれまでの政府の考え方を維持して、内閣府が今回はこういう定めをしているというふうに理解をしております。

【司会】 その他、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。では、真ん中の方。

【オーフス・ネット まさの】 たびたびで恐縮です。オーフス・ネット運営委員兼ジャーナリストのまさのと申します。先ほど原賠制度についてのご指摘が提言の中でもあったんですが、それに関してなんですけれども、ちょっと古い話で恐縮ですけれども、日本が最初に原発を輸入したときにイギリスから輸入したんですが、その直前に実はイギリスで原発事故が起きていまして、それに関してアメリカのGEが原発メーカーは原賠制度から免除してほしいという意見が日本の原賠法を検討していた人たちに意見ををして、日本の原賠法というのは、世界中でもですけども、原発メーカーっていうのは今免責されているんですね、事故が起きたときの損害賠償の責任を。日本でやはり福島の事故を踏まえて考えた場合に、先進国が日本に与えたそういった制度の欠陥を、よもや日本が他国に輸出する場合に、それをもう一度繰り返してはいけないと思いますので、ぜひ他国の原賠法の制度がきちんとあることっていうことの中に加えて、原発メーカー、つまり輸出メーカーの責任というものをしっかりと入れ込んであるということを一つの要件とすることを、これ意見としてきっちり求めたいと思いますが、現時点での考え方を教えていただけますでしょうか。

【司会】 JBIC/NEXI お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】 ご質問、ご提言ありがとうございます。国際協力銀行の稲葉でございます。原賠法の制度の問題につきましては、まさに私どもこれから勉強していかなければいけないと思っております。実施者の責任のというのが原子力の世界ではうたわれていると、実施者というのは発電をしている電力会社さんになられるかと思っておりますけども、というふうに理解をしておりますが、それについては条約の当事者である日本政府の考え方、そういったものもしっかりこれから勉強しながら考えていくということで、先ほどのご質問ですと、今時点でのJBIC/NEXIの考えをお聞かせくださいというご質問だったと思っておりますけれども、そこについては申し訳ございませんが、そういった日本政府の方針というか政策、それとあと原子力の中での考え方、国際的な枠組み、そういったものを踏まえて判断することになるのかなと思います。そういうこともあるので、視線合わせ、目線合

わせの勉強会というのが、まさに原子力基本条約ですとか IAEA の考え方の中に当然賠償の問題も含まれると思いますので、そういうプロセスの中で私ども自身も知見を深めていきたい、そのように考えています。

【司会】 大体予定したお時間に近づいてまいりましたけれども、もう一つ是非というご質問、ご提言等々ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは私のほうから本日のまとめをさせていただきたいと思います。まず第1点目は本日 NGO の2人の方々からご提言を頂戴しました。誠にありがとうございました。貴重な論点についての認識が深まったというふうに感じております。あらためて御礼申し上げます。2点目は、これは従前の宿題の積み残しでありますけれど、第1回コンサルテーション会合で要望がございました安全配慮等確認に関する内閣府の方からのご説明。これにつきましては先ほどご説明ありましたとおり、引き続き相談、調整をさせていただいておるということでございますが、JBIC/NEXI のほうで引き続きその実現に向けて調整をお願いしたいということかと思えます。3点目としましては、これも JBIC/NEXI からご説明ありましたし、あとフロアの皆さまからもいくつか具体的なご提言ございましたけれども、いわゆる目線合わせという場、もう少し具体的に申し上げますと原子力安全条約等各種条約、それから IAEA の安全基準、さらには OECD 環境コモンアプローチ、加えて JBIC/NEXI が輸出信用機関ということで米輸銀等の事例といった、そういったさまざまな外部の参考情報、こういったものを皆さまにご提示する勉強会のようなセッションを開催する方向で調整していくというふうに理解しております。JBIC/NEXI、そういう理解でよろしいでしょうか。何か異存ありましたら。

【国際協力銀行 稲葉】 はい。

【司会】 フロアの皆さまから何か、今私申し上げた点でちょっと異なる認識をお持ちの方がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。それでは、本日は皆さまお忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。これで閉会をしたいと思います。ありがとうございました。

【国際協力銀行 稲葉】 ありがとうございます。

【日本貿易保険 三藤】 ありがとうございます。

(了)